

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第46号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
1 香川県産業技術センター機器使用料				1 香川県産業技術センター機器使用料			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
略				略			
デザインコンピューター	略			デザインコンピューター	略		
複合イミュニティ試験装置	<u>1時間当たり</u>	<u>1,300円</u>		複合イミュニティ試験装置	略		
雑音許容度試験機	略			雑音許容度試験機	略		
雷サージ許容度試験機	略			雷サージ許容度試験機	略		
冷熱衝撃試験器	略			冷熱衝撃試験器	略		
略				略			
電波暗室	1時間当たり	<u>2,760円</u>		電波暗室	1時間当たり	<u>2,000円</u>	
電磁波測定システム	略			電磁波測定システム	略		
高周波放射イミュニティ試験装置	<u>1時間当たり</u>	<u>1,770円</u>		高周波放射イミュニティ試験装置	略		
吸収効果測定機	略			吸収効果測定機	略		
略				略			
着磁装置	略			着磁装置	略		
微小硬さ計	略			イミュニティ試験システム	<u>1時間当たり</u>	<u>2,100円</u>	
略				微小硬さ計	略		
衝撃試験装置	略			略			
対電圧試験器	略			衝撃試験装置	略		
				<u>3次元プリント装置</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>1,680円</u>	
				対電圧試験器	略		

略

2 略

3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料

区 分	単 位	金 額
略		
高速液体クロマトグラフ(食品添加物を分析する場合に限る。)	略	
中圧クロマトグラフ	1時間当たり	300円
原子吸光分析装置(偏光ゼーマン方式)	略	
略		
自記分光光度計	略	
マイクロ吸光蛍光光度計	1時間当たり	210円
マイクロプレートリーダー	1時間当たり	1,050円
高速冷却遠心分離装置	略	
略		

略

2 略

3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料

区 分	単 位	金 額
略		
高速液体クロマトグラフ(食品添加物を分析する場合に限る。)	略	
原子吸光分析装置(偏光ゼーマン方式)	略	
略		
自記分光光度計	略	
略		
高速冷却遠心分離装置	略	
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。